

第 4 8 回 諫 早 市 都 市 計 画 審 議 会
議 事 録

諫 早 市 都 市 計 画 審 議 会

第48回諫早市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和8年7月14日（火）14時00分～15時00分
- 2 場 所 諫早市役所 大会議室（本館5階）
- 3 議 案
議案第1号 長崎都市計画地区計画（長野地区計画）の変更について
- 4 出席した委員の氏名（敬称略）
◎鶴田 貴明 ○加藤 久雄 西村 ふじ子 ☆橋本 裕太
寺中 孝 細川 誠 古賀 文朗 西村 久美子
小幡 直子 秀島 はるみ 岩本 頼子 中山 菊子
（計12名）
注 … ◎会長 ○職務代理人 ☆議事録署名人
- 5 欠席した委員の氏名（敬称略）
敷島 知章、 南条 博、 森 多久男
- 6 議事の要旨
別紙のとおり
- 7 議事録署名

【１．開会宣言】

会長

それでは、ただいまから第４８回諫早市都市計画審議会を開催いたします。

なお、本日の出席者は１２名で委員総数の２分の１を超えておりますので、審議会条例第７条第２項の規定により、本会議は成立していることを報告いたします。

【２．議事録署名人の選定】

会長

次に、審議会運営規程第８条第１項の規定により議事録を作成することといたしますが、同条第３項の規定に基づき議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、前回が南条委員でございましたので、名簿順にいきますと今回は森委員となりますが、本日は欠席ということでございますので、橋本委員にお願いできればと思います。橋本委員、よろしくお願いいたします。

委員

はい。

【３．審議中のお願い】

会長

審議に入る前に、私からお願いいたします。

本日の会議について、議案第１号は審議会運営規程第５条各号のいずれにも該当いたしませんので、公開審議となることをご了承願います。

審議を円滑に行うため、発言の際はいつものように挙手をしていただきまして、私の方から指名した後に事務局がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

【４．議案第１号の説明】

会長

それでは、早速審議に入りたいと思います。

本日は議案が１件、そして報告が１件ございます。

まず初めに、議案第 1 号 長崎都市計画地区計画（長野地区計画）の変更について、事務局より提案内容の説明をお願いいたします。

事務局

〔1. 表紙〕

都市政策課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日もスライドを用いて説明させていただきますので、前方のスクリーンをご覧ください。

〔2. 本日の内容〕

本日は議案が 1 件、報告が 1 件ございます。

まずは、議案についてご審議いただき、その後、報告内容についてご説明いたします。

それでは、議案第 1 号 長崎都市計画地区計画（長野地区計画）の変更について、説明をさせていただきます。

事前に送付させていただきました議案書は、1 ページに提案理由、2 ページから 4 ページに変更後の計画書、5 ページから 7 ページが同じく変更後の計画書について変更箇所を朱書きしたもの、8 ページから 10 ページが変更前の計画書について変更箇所を青書きしたもの、11 ページが変更理由書、12 ページが総括図、13 ページから 15 ページがそれぞれ変更後の区域図、地区整備計画図、土地利用計画図、16 ページから 18 ページがそれぞれ変更前の区域図、地区整備計画図、土地利用計画図となっております。

〔3. 議案の対象範囲〕

本日も説明に入る前に、議案の対象範囲を確認いたします。

上段は現在の都市計画のイメージで、下段は本市が目指している新しい都市計画のイメージになります。

議案第 1 号の対象範囲は、現在の市街化調整区域内で長野地区計画の変更についてお諮りいたします。

なお、後程説明を予定しております報告第1号の対象範囲も同じく現在の市街化調整区域内で、地区計画の運用基準の一部見直しを行うこととしましたので報告を行うものでございます。

[4. 土地地区画整理事業との関係]

こちらは、地区計画と土地地区画整理事業の関係を示した表になります。

表は上から順に、地区計画・土地地区画整理事業・建築行為、横方向は左から計画段階・施行段階・将来となっております。

まず計画段階になりますが、開発構想を基に令和5年5月に地区計画を都市計画決定したことで、地区計画区域内での計画的開発が可能となり、土地地区画整理事業がスタートいたしました。

その後、事業の進捗・精査を行い、土地地区画整理事業の施行者から地区計画の変更提案があり、市といたしましても、この変更案を採用することとしましたので、今回、都市計画法に基づき審議をお願いするものでございます。

地区計画の変更が都市計画決定されましたら、変更内容に沿って事業完了に向けて土地地区画整理事業が推し進められることになります。

その後は、店舗や住宅などの建築行為が行われることになりますが、将来的に増改築や用途変更などが生じた場合にも、地区計画に沿ったまちづくりが引き継がれていくこととなります。

このことを踏まえた上で、今回の審議案件について説明を聞いていただければと思います。

[5. 地区計画とは]

まず初めに、地区計画制度の内容について、簡単にご説明させていただきます。

地区計画は、計画を定めるそれぞれの地区の特性に応じて、街区単位ごとにきめ細やかな市街地像を定め、良好な都市環境の形成を実現するための制度で、生活に密着した身近な都市計画と言われております。

計画の構成としましては、地区計画の方針と地区整備計画の2本立てで成り立っておりまして、地区計画の方針では、どのようなまちづくりを進めるかなど主に地区のまちづくりの方向性を定めてまいります。

地区整備計画では、方針の内容を具体化するために、道路・公園などの配置計画や建築物等に関する制限を詳しく定めるものでございます。

また、市街化調整区域であっても地区計画が定められた区域内では、地区計画に適合して行われる開発行為は実施が可能となります。

[6. 総括図]

こちらは、長野地区計画の位置を示したもので、中心市街地から南東部の赤枠で示す区域でございます。

面積は約 19.4 ヘクタールで、令和 5 年 5 月 31 日に都市計画決定されたものでございます。

周辺を拡大いたします。

計画地は、国道 57 号や県道 55 号といった幹線道路の沿道に位置しており、更には、令和 4 年 5 月に開通いたしました島原道路の長野インターチェンジに隣接しているなど、交通利便性が非常に高い地区でございます。

[7. 地区計画の方針]

ここからは、長野地区計画の変更に関する具体的な説明に入らせていただきます。

冒頭説明したとおり地区計画は、地区計画の方針と地区整備計画の 2 本立てで成り立っております。

まずは、こちらの地区計画の方針から説明させていただきます。

お配りしている議案書は 5 ページになります。

今回、地区計画の方針に関する部分の変更はございませんが、確認の意味でお聞きいただければと思います。

地区計画の名称は長野地区計画、位置は諫早市長野町、面積は約 19.4 ヘクタールでございます。

地区計画の目標についての詳細は記載のとおりでございますが、計画地は中心市街地から南東部へ約 2 キロメートルの市街化調整区域で、幹線道路の沿道に位置する交流機能に優れた立地条件を有していること、都市計画マスタープランでは沿道型活力創出拠点と位置付け、大規模集客施設の適切な立地誘導を図ることとしております。

このことから、地区計画を活用した土地区画整理事業の実施により、商業・交流機能の導入や地域利便施設の立地誘導、更には既存集落の保全に配慮した土地利用を図ることで、本市都市計画の将来像である「人と自然がきらめく県央交流都市」を目指すことを目標として設定しております。

次に、土地利用の方針では地区計画の目標を踏まえて、広域交通網の立地条件を活かした商業機能と地域に必要な利便施設の立地を図ること、また、隣接する集落の住環境の保全等を目的として、地区を3つの区分に分けて方針を定めております。

商業地区では、複合集客施設の立地誘導と防災拠点機能を併せ持つ地域環境の形成を図る。

業務地区では、医療・児童福祉・健康施設等の土地利用を誘導し、活力ある新たな市街地の形成を図る。

住宅地区では、居住環境と都市機能との調和を図り、利便性の高い住宅地の形成を図ることとしております。

地区施設の整備方針では、土地区画整理事業計画に基づき道路・公園・調節池を適切に配置し、その機能の維持保全に努めることとしております。

また、建築物等の整備方針では、地区の区分に応じて建物用途の制限や容積率、建蔽率などの項目について制限を定めております。

この建築物等の整備方針自体に変更はございませんが、建築物等の用途の制限の中身について一部変更がございますので、後程、地区整備計画の中でご説明いたします。

[8. 地区整備計画]

ここからは、地区整備計画について、変更箇所を中心に説明いたします。

まず、地区施設の配置及び規模についての変更内容でございます。

議案書は5ページの下段の方に記載されている内容でございます。

本地区計画では、地区施設として地区内の道路・公園・調節池についてその配置と規模を定めておりますが、今回、街区を形成する主要な道路について、

記載のとおり一部変更がございますので、後程、地区整備計画の方で詳しく説明させていただきます。

また、公園と調節池につきましては現地精査の結果、若干の変更の形状変更はございますが面積の変更はございません。

[9. 地区整備計画図]

こちらは、議案書の 17 ページと 14 ページに掲載している内容でございます。

左側が変更前の地区整備計画図、右側が変更案となっております。

それぞれ画面の右側が国道 57 号になります。

先程の地区施設の配置と規模について、主な道路の変更箇所を変更案の地区整備計画図を用いて説明させていただきます。

まず 1 点目は、高規格道路「島原道路」の長野インターチェンジの三叉路交差点を四叉路に変更します。

現計画では、長野インターチェンジから地区内へアクセスするには、一旦国道 57 号や県道 55 号方面を経由する計画となっております。

今回交差点を四叉路に変更し、交差点に取り付ける幅員 15.6 メートル、延長約 60 メートルの道路を追加することで、地区内へのアクセス性の更なる向上と国道 57 号及び県道 55 号の交通分散による交差点処理の負担軽減を図っております。

2 点目は、業務地区内にある幅員 6 メートルの道路の一部を廃止いたします。

このことにより、大画地となることから土地利用の自由度が高まり、大規模な企業立地の需要に対応することが可能となります。

また、先程説明いたしました主な変更箇所を赤色で着色していますが、その他の青色で着色している 17 箇所は、現地精査の結果に伴う道路の取付形状の変更や区域の変更など軽微な変更でございます。

これらの変更は、長野地区計画のまちづくりに影響を与えるものではございませんので、ここでの説明は割愛させていただきます。

[1 0 . 地区整備計画（建築物等に関する事項）]

次に、建築物等に関する事項について説明いたします。

議案書は6ページから7ページの内容でございます。

長野地区では、区域を大きく4つの地区に区分し、それぞれの地区の土地利用計画に応じた建築物等の制限を設けております。

区分ごとの名称、面積はご覧のとおりで、商業地区が約7.9ヘクタール、業務地区Aが約8.5ヘクタール、業務地区Bが約0.3ヘクタール、それから住宅地区が約2.7ヘクタールとなっております。

左側の図面が変更前、右側が変更案になります。

今回、既存集落に沿った一団の住宅地を形成することで住環境の更なる保全を図るため、業務地区Aの一部を住宅地区に変更し、業務地区Aが約7.9ヘクタール、住宅地区が約3.3ヘクタールとなっております。

[1 1 . 地区整備計画（商業地区）]

それでは、4つの地区ごとに建築物等の制限内容について説明させていただきます。

まず、こちらの商業地区で面積は約7.9ヘクタールでございます。

商業地区におきましては、建築物等に関する事項に変更はございませんが、確認の意味でお聞きいただければと思います。

この地区は大型商業施設の立地を想定し、その土地利用に相応しくない住宅やホテル、ぱちんこ屋等の遊戯施設など、建築してはならない建築物を列記しております。

また、建築物の容積率の最高限度は100%、建蔽率の最高限度は80%としております。

次に、敷地面積の最低限度は500平方メートルとし、公益上必要な建築物は除外する規定を設けております。

次に、壁面の位置の制限は、道路や隣接地との敷地境界線から建物の外壁までの間に一定以上の距離を離さなければならないという制限で、道路境界及び敷地境界から3メートル以上と設定しております。

また、建築物の高さの最高限度は30メートルに設定しております。

次に、建築物等の形態又は意匠の制限でございます。

これは、建物の屋根や外壁の色、また、広告物の看板類の色彩やデザインについて制限を定めたもので、刺激的な色や装飾を避け周辺環境と調和のとれた落ち着いた色調とし、周囲の美観に配慮するよう長野地区計画の全ての地区に同じ内容で定めております。

なお、かき又はさくの構造の制限は定めておりません。

ここまでの、商業地区における制限の内容でございます。

[1 2. 地区整備計画（業務地区A）]

次に、こちらの業務地区Aで面積は同じく約7.9ヘクタールとなります。

業務地区Aは、地域利便施設などの立地を想定し、市街化区域の第一種住居地域に準じた土地利用を誘導するものでございます。

特に店舗・事務所・ホテル・旅館などで床面積が3,000平方メートルを超える規模の大きい建築物の立地は制限しております。

この他、長野地区の土地利用として相応しくないぱちんこ屋などの遊戯施設や畜舎・工場などの建築物を制限しております。

今回、大規模な企業立地の需要に対応するため、自動車修理工場の床面積に関する規制を緩和しております。

以降、業務地区Aについての変更はございませんが、ひと通り説明させていただきます。

容積率の最高限度は200%としております。

建蔽率の最高限度は60%、敷地面積の最低限度は500平方メートル、壁面の位置の制限は他の境界から3メートル以上、高さの最高限度は20メートルとしております。

次に、建築物等の形態又は意匠の制限は、地区全体として同じ内容でございます。

なお、かき又はさくの構造の制限は定めておりません。

ここまでの、業務地区Aにおける制限の内容でございます。

[1 3. 地区整備計画（業務地区B）]

次に、こちらの業務地区Bで面積は約0.3ヘクタールでございます。

業務地区Bは、これまでどおり市街化区域としての土地利用が可能であることを前提条件として、工業地域で立地が可能な建築物の中から長野地区計画との一体性を考慮し、立地が好ましくない建築物として、ぱちんこ屋などの遊戯施設や神社・寺院・教会などの建築物を制限しております。

容積率の最高限度は工業地域と同様の200%、建蔽率の最高限度は60%、また、敷地面積の最低限度は市街化区域でございますので、特に制限は設けておりません。

次に、壁面の位置の制限は商業地区・業務地区Aと同様に、他の境界から3メートル以上としております。

建築物の高さの最高限度は、工業地域でございますので制限は設けておりません。

建築物等の形態または意匠の制限は、地区全体として同じ内容でございます。

なお、かき又はさくの構造の制限は定めておりません。

ここまでの、業務地区Bにおける制限の内容でございます。

[14. 地区整備計画（住宅地区）]

次に、こちらの住宅地区で面積は約3.3ヘクタールでございます。

住宅地区につきましても、建築物等に関する事項に変更はございません。

住宅地区では、既存集落の住環境を保全するため、市街化区域でも良好な住宅地に多く指定している第一種低層住居専用地域に準じた制限内容を設定しております。

住宅地区の用途の制限は、商業地区や業務地区の制限方法とは異なり、より良い住環境を確保するため、建築できる用途のみを列記しております。

具体的に立地が可能な建築物は、ご覧のように住宅・共同住宅といった住宅系の建物や老人ホーム・診療所などの公共公益施設に限定しております。

容積率の最高限度は80%、建蔽率の最高限度は50%とし、角地についての緩和措置を規定しております。

次に、敷地面積の最低限度は180平方メートル、壁面の位置の制限は、建て詰まり感のない良好な住宅地の形成を目指し、全ての境界から1メートル以上と設定しております。

また、建築物の高さの最高限度は10メートルとしております。

次に、建築物等の形態又は意匠の制限は、地区全体として同じ内容でございます。

ただし、住宅地区におきましては広告物・看板類の設置は、住環境を保全する観点から自己用の広告物のみに限定しております。

最後に、かき又はさくの構造の制限についてご説明いたします。

これは、敷地の境界に建てる柵などの構造について定めているもので、基本的には生け垣とし、フェンスとした場合でも高さが0.7メートルを超える部分は透視可能な構造とするよう定めたもので、地区内の緑化を図ることや防犯上の観点から、開放感のある良好な居住環境の確保に配慮したものでございます。

[15. 変更箇所（まとめ）]

まとめといたしまして、主な変更箇所をもう一度整理いたしますと、1点目が長野インターチェンジ交差点を三叉路から四叉路に変更します。

2点目が業務地区内にある道路の一部を廃止します。

3点目が業務地区Aの一部を住宅地区に変更します。

4点目が、業務地区Aの自動車修理工場の面積要件を緩和します。

長くなりましたが、ここまでの地区計画の変更に関する内容の説明でございます。

このように、こと細かくまちづくりのルールを定めており、地区計画の目標と整合のとれた開発計画が実現し、土地利用が将来にわたって担保され、目標とする都市機能と居住空間とが調和した活力あふれる新しいまちづくりの実現に繋がるものと考えております。

[16. 都市計画変更スケジュール]

最後になりますが、都市計画変更のスケジュールについて説明いたします。

計画原案の作成後、令和8年4月11日から24日まで市の条例に基づく縦覧を都市政策課窓口で行いました。

縦覧者は6名、意見書の提出はございませんでした。

次に、5月26日に小野ふれあい会館で都市計画法第16条第1項に基づく地元説明会を開催しました。

参加者は25名で、質問はありましたが反対意見はございませんでした。

その後、6月9日付けの県知事への事前協議を経て、6月12日から6月26日まで法第17条第1項に基づく公告及び案の縦覧を都市政策課窓口で行い、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

本日の都市計画審議会で承認が得られましたら、速やかに県との協議を行いまして、都市計画の決定・告示を行うこととしております。

[17. 土地区画整理事業の進捗状況]

こちらは、5月に撮影された長野地区の航空写真になります。

画面の右側が国道57号で、画面下側が島原方面になります。

地盤改良工事や盛土工事はほぼ完了しており、進捗率は事業費ベースで約80%と伺っております。

今後は、完成に向けて上水道・下水道・道路舗装などの工事が行われることとなります。

また、市民の皆様が最も気にされている商業施設の内容につきましては、報道等によりますと6月4日に行われた事業者向けのテナント募集説明会において、食品スーパーマーケットのほか、ホームセンターカインズの県内初出店が説明されており、令和10年の春の開業に向けて、来年春頃の建築着工を目指しているということでございます。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

【5. 議案第1号（質疑）】

会長

説明ありがとうございました。

今回は、皆さんも非常に関心が高いこの長野地区について、最後まとめていただきましたけれども、道路の問題と土地利用の問題、そういったところが主な変更内容となっております。

皆さんもなぜこのような計画変更があるのかという素朴な疑問を持たれるかもしれませんが、こういった土地区画整理事業を進めていくにあたっては、色々な課題といたしますか、こうした方が良いのではないかとというところが出てきます。

そのような場合に、地区計画を柔軟に見直していくということは、十分あり得る話でございます。

それでは、ここから意見交換して参りたいと思います。

ご質問でも何でも結構ですので、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければと思います。

委員

5月26日に開催された地元説明会において、質問はあったが反対意見はなかったということでしたけれども、その際の質問と回答について把握できている分だけでも構いませんので、教えていただけますでしょうか。

会長

事務局いかがでしょうか。

説明会での質問とその回答について、よろしくお願いいたします。

事務局

ご質問ありがとうございます。

5月26日に開催しました小野ふれあい会館での説明会では、2点質問がございました。

1点目は交通計画に関する質問で、三叉路交差点から四叉路にすることで、渋滞はどうなるのかという質問でございました。

現在の三叉路交差点の場合、島原道路を長野インターチェンジで下りて商業施設に入っていくには、一旦国道57号に出て、それから商業施設の方に入っていく、若しくは、県道55号方面に向かう途中の新設道路から入っていくという2パターンしかございません。

当初は、信号機を設置すると渋滞が発生しやすいということで、信号処理をしない計画でスタートしましたので、四叉路交差点とした場合、安全性の確保が課題となっております。

しかしながら、国道57号は重要物流道路にも指定されておまして、災害時・平常時を問わず渋滞が起こることは好ましくないということで、幹線道路

の交差点処理の負担軽減を含めて、四叉路交差点とすることで直接、商業施設の中に入って来れるような計画に見直すことといたしました。

その中で、信号処理につきましても、信号サイクル等の検討を事業者及び交通管理者である公安委員会、更には道路管理者である国道、県道、市道の管理者と協議を行っております。

なお、交差点処理については基準がございまして、長崎県の大規模集客施設等立地ガイドラインと国の重要物流道路における交通アセスメント実施のためのガイドラインのいずれについても、交差点における需要率が0.9以下になるようにという基準がございます。

これが1.0を超えるとスムーズな交通処理ができないということになりますが、今回基準を満足するような計画となりましたので、四叉路交差点へ計画変更を行うという回答を説明会でさせていただきました。

こちらが1点目でございます。

もう1点は質問といいますか要望でございまして、土地区画整理事業が進んできて、道路等の形状がある程度見えてきておりますけど、完成したらすぐに道路を通れるようにして欲しいということでございました。

ただし、道路の完成後は各管理者に引継ぎを行わないといけませんので、完成後すぐに供用開始できるかどうかとなりますと、商業施設の開業のタイミング等と調整をしながら検討していくことになるという回答をさせていただきました。

長野ふれあい会館での説明会に関する質問は以上の2点でございます。

委員

ありがとうございました。

説明会について、もう1点お尋ねします。

参加者は25名ということですが、どのような方が参加されたのでしょうか。

事務局

今回の説明会は、市のホームページで案内するとともに、当該地区の長野町自治会には文書でお知らせをしております。

実際に参加された方は、長野町、鷺崎町、川床町など近くの自治会から多く出席をいただいております。

会長

ありがとうございました。

地元説明会におきましては、道路が四叉路に変わるということで、今よりも交通計画的にはスムーズな計画になるということを説明されて、あとは供用開始の部分でご要望があったというところでございます。

また、色々な自治会から出席されていたということでございます。

他にございませんでしょうか。

委員

2点質問がございます。

三叉路と四叉路の違いについて、何かシミュレーション的なもので検討されたのかということが1つと、これから島原道路が延伸していく上で、その延伸計画のビジョンのようなものがあれば教えてください。

会長

2点質問がありましたが、事務局いかがでしょうか。

事務局

おっしゃられたとおり、シミュレーションをして、あくまで机上の計算では、基準を満足する結果になったということでございます。

ただし、実際には供用開始してみないとわからない部分もありますので、そこで渋滞等が発生した場合には、公安委員会や各道路管理者、事業者を含めて、どこに問題があるのかというところを検証して、追加の対策をとっていくことになると考えております。

会長

もう1点が島原道路の延伸を見据えた計画がどうなっているかという趣旨だったと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

島原道路の延伸につきましては、地区計画を決定する令和5年の時点でも、そういったお話が議論の中で出てきております。

当時、長崎県が広域調整として島原半島の3市と長崎市・時津町・長与町・大村市から意見を聞いておりますが、島原半島の方々からは、島原道路の延伸に影響が無いようにして欲しい、渋滞が発生しないようにして欲しいという要望があります。

工事を国が行うのか、県が行うのかという構想も無く、ルートについても今後の見通しが具体的に示されない中で、トンネルの出口は決まっているので建物に当たるのではないかなど、審議会でも様々なご意見があります。

今のところは計画段階で、これから事業のルートなど色々と決まっていく過程で調整が必要になってくると思いますが、当時は地区計画の土地利用の方針の中で、道路の延伸について事業化された際には、事業者も移転が必要な場合には協力するといった内容を盛り込んで、地区計画が承認されたという経過がございます。

委員

ありがとうございます。

今後の延伸計画においては、都市計画で決まったことが加味されて、今後計画されていくというイメージでいいですね。

現状でやれることをやって、それを踏まえてルートなどが決まっていくというイメージでいいですか。

事務局

はい。

会長

よろしかったでしょうか。

事務局

補足になりますけれども、島原道路は長崎自動車道の諫早インターチェンジから南島原市の深江町までの自動車専用道路で、約50kmに及ぶ高規格道路となっております。

その中で、長野町から小野町までの約3キロの区間は、島原道路において唯一の事業化がされていない区間となっております。

事業化に向けては、概略ルートなどを検討する計画段階評価の調査対象区間に選定され、令和7年12月に第1回の小委員会が開催されております。

現在は、道路計画に関するアンケート等が実施され、その結果を踏まえてまた小委員会が開催されるということになって参りますが、新規事業化に向けた第一歩でありますので、島原道路の全線整備に向けて大きく前進するものと期待をしているところでございます。

会長

ありがとうございました。

交差点の解析は、イメージだけではなくデータを分析して検証が行われているということでございます。

皆さんがご心配されているのは、平日より土日なのかなと思いますが、このあたりも含めた検討がされている中で、やはり商業施設がオープンしてからの状況を見て、柔軟に対応することが必要ということであります。

他にいかがでしょうか。何でも結構です。

委員

私は地元住民ですので一言。

朝夕や土日は国道が混雑していて、これで大型商業施設ができたらどうなるのだろうとみんな不安に思っていましたので、交差点が四叉路になるということで少し安心をしております。

そして、島原道路もぜひ延伸していただいて、少しでもスムーズにいくように進めて欲しいと思っています。

よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。

地元住民としての貴重なご意見でした。他にいかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。それでは、ご意見をたくさんいただきましたけれども、他にございませんようなので、これで質疑を終了したいと思います。

【6. 議案第1号（採決）】

会長

それでは、第1号議案の採決をさせていただきます。

第1号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号に対する本審議会の意見は、原案どおり承認いたします。

【7. 議事録の整理について】

会長

本日予定されておりました議案審議は以上でございますが、委員の皆様にお諮りいたします。

議事録の整理につきましては、私会長に一任していただきたいと思います
が、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。

ご異議ないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

【8. 閉会】

会長

以上をもちまして、本日予定しておりました日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして、第48回諫早市都市計画審議会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。